

○厚生労働省告示第三百九十五号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月二十二日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表二百六十二の項使用目的、効能又は効果の欄中「歯科」の下に「の」を加え、「又は装置の口腔内硬組織若しくは装置へ」を「補綴物等」に改める。